

ている医師法 19 条の応酬義務に関する事、新興感染症対策は感染症法等の改定と第 8 次医療計画によって方向づけられ、診療所を含む多くの医療機関がそれぞれの役割を果たしつつ地域医療を守っていくことが期待されている事等が述べられた

また、日本医師会勤務医委員会報告として渡辺憲委員長から 1991 年には 40% 弱であった勤務医の割合が 2020 年には 50% を超えるようになった一方、医師会加入率が下がっていることが報告され、今後の課題として、リーダー的な勤務医に積極的に医師会活動に参画してもらうこと、そのためにもそれを各病院が支援する体制をつくることで、勤務医全体がエンパワーム

ントされ、各郡市区等医師会、各都道府県医師会から現場の意見が日本医師会に上がってきて、医療政策に反映されることが大切だと言われた。今後各ブロックに勤務医部会や委員会が設置されていく動きもあり、実際に九州ブロックにおいても 10 月 14 日に最初のブロック会議が開催される。「医師会は開業医の集まり」という誤解を解き、今後、勤務医も開業医も一緒になって地域医療を守るプラットフォームにしていかなければならない。

非常に学ぶことが多く、言い足りないことが山のようにある。日本医師会「日医ニュース」もご覧ください。

※本協議会の報告は日医ニュースに掲載されております。

<https://www.med.or.jp/nichiionline/article/011417.html>



お知らせ

沖縄県医師会会費減免制度について(ご案内)

本会では高齢・疾病・出産育児等の事由による会費減免制度を設けております。下記減免手続き等、詳細については本会事務局までお問い合わせください。

減免事由	疾 病	出産・育児	卒後5年間	高 齢
対象者	傷病等により医療機関を1か月以上にわたって閉鎖若しくは診療に従事しない会員	出産された(これから出産予定の)女性会員で、出産・育児休業取得者(日医は休業取得・未取得は問わない)	すべての会員	年齢が満77歳に到達した会員
減免期間	閉鎖若しくは診療に従事しなくなった翌月から再開若しくは再従事するに至った月まで。その期間に応じ、月割計算の方法によって算出した額が免除となる	出産した日の属する年度の翌年度1年間 例：平成29年4月1日に出産した場合→平成30年度が減免	医学部卒業後の5年間(年度単位)	年齢が満77歳に到達した翌月から免除。但し、2名以上の医師がいる施設においては、1名はA会員の会費を納入する
申 請	必 要	必 要	必 要	不 要
添付書類	診断書	母子手帳の写	不 要	不 要

※本減免制度の利用を希望する場合は、当該年度の1月末までに申請ください。

【問合せ先】 沖縄県医師会 経理課 TEL：098-888-0087